~ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ~

自分らしく輝くやいづプラン

第4次焼津市男女共同参画プラン

令和6年度~令和10年度

令和6年3月 焼 津 市

少子高齢化による人口減少やライフスタイル・価値観の多様化な ど、私たちを取り巻く社会は急速に変化しています。目まぐるしく 変化する社会情勢に対応しながら、持続可能な社会を実現するため には、誰もがあらゆる場面で自分らしい生き方を選択することがで きる男女共同参画社会の実現が求められています。



本市では「焼津市男女共同参画プラン」に基づく様々な施策を推進してまいりました。これまでの取り組みにより、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつあるものの、依然として、家庭や職場、社会全体において、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く残っており、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用や所得環境の悪化、配偶者等からの暴力の増加など、私たちの生活や働き方に深刻な影響を及ぼし、あらためて男女共同参画の視点を踏まえた取り組みの必要性について認識することとなりました。

このような状況を踏まえ、これまでの第3次プランを見直し、新たな施策を盛り込んだ「自分らしく輝くやいづプラン(第4次焼津市男女共同参画プラン)」を策定いたしました。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる分野に関わることから、行政だけでなく、市民・企業・団体等が共通の認識を持ち、連携、協力して取り組むことが重要です。一人ひとりがお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現に向けて、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました焼津市男女共同参画プラン推進・策定市民会議委員の皆様をはじめ、市民意識調査やグループインタビューなどにご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章	計画策定の概要
1 2 3 4 5	計画策定にあたって1計画策定の背景1計画の性格・位置づけ2計画の期間2計画策定の方法2
第2章	男女共同参画社会を取り巻く焼津市の現状
1 2	統計データからみた焼津市の現状5 第3次焼津市男女共同参画プランの評価13
第3章	計画の基本的な考え方
1 2 3	計画の基本理念
第4章	施策の展開
- 基 基	本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が浸透した社会の実現19 本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現24 本目標Ⅲ 仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現28 本目標Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現35
第5章	計画の推進に向けて
1 2 3	計画の推進体制43数値目標一覧43計画の進捗管理 (PDCAサイクル)45
資料編	
1 2 3 4	策定経過 47 委員名簿 49 用語集 52 関連法令 55

※プランの愛称について

第4次焼津市男女共同参画プランは、市民の皆様により親しみやすいプランとなるよう、愛称を「自分らしく輝くやいづプラン」としました。男女共同参画社会の実現を目指し、性別や年齢にとらわれず、「自分らしく」暮らせること、また誰もが家庭や職場、社会などあらゆる場面で活躍し「輝く」ことができるように、という想いが込められています。

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定にあたって

焼津市では、平成 19 (2007) 年に男女共同参画社会基本法に基づき、「焼津市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 25 (2013) 年に第2次プラン、平成 31 (2019) 年に第3次プランを策定し、男女共同参画に向けた施策を進めてきました。

しかしながら、職場や家庭、地域社会などの様々な場面において、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く残っていること、また新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、女性の非正規雇用労働者の失業や減収、配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されるなど、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。このたび、令和5(2023)年度で第3次プランの計画期間が満了となることから、これらの状況を踏まえて、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた

2 計画策定の背景

め、「第4次焼津市男女共同参画プラン」を策定します。

1国の動き

日本で男女共同参画が本格的に推進されるようになったのは、男女共同参画社会基本法が施行された平成 11 (1999) 年頃のことです。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体、国民それぞれの役割を明確にし、男女共同参画社会の形成に必要な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

現在も、この法律を基とした「男女共同参画基本計画」が5年に1度策定されています。令和2 (2022)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響や人口減少社会・人生100年時代、デジタル化社会、大規模災害等についても取り上げられました。

②静岡県の動き

国が男女共同参画の推進に動き出したことをきっかけに、平成 13 (2001) 年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、「静岡県男女共同参画基本計画 "ハーモニックしずおか 2010"」や「第 2次静岡県男女共同参画基本計画」等に沿って、県内における男女共同参画に向けた取組が進められてきました。最新の「第 3 次静岡県男女共同参画基本計画」では、大規模災害や新型コロナウイルス感染症等に起因する女性への負担の集中等への配慮が求められました。

また、令和5(2023)年3月より「静岡県パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。

③SDGsへの取組

SDGsはすべての国で達成に向けた取組が求められている持続可能な開発目標のことであり、日本も国民や地域、企業等と協働で取り組んでいます。また、男女共同参画に関しては、SDGsのゴールの1つである「ジェンダー平等を実現しよう」に向けた取組が世界的に進められています。「ジェンダー平等を実現しよう」では、女性や女児への差別や暴力の撤廃、女性や女児を傷付ける慣習の廃止、家事や育児等に関する認識の改善等が具体的なターゲットに設定されています。

3 計画の性格・位置づけ

- ■「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく、男女共同参画社会の促進についての 市町村計画です。
- ■国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」と 整合性を持たせた計画です。
- ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、市町村推進計画を含む計画です。
- ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第 3項に基づく、市町村基本計画を含む計画です。
- ■焼津市第6次総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。

4 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国や県の動向により、計画の見直しが必要になった場合には、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、学識経験者や市民の代表からなる「焼津市男女共同参画プラン策定市民会議」で検討を行いました。また、庁内関係課長などで組織される「焼津市男女共同参画プラン策定委員会」及び職員と市内企業・団体職員で組織される「焼津市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議」で計画の策定、検討作業を行いました。さらに、市民の声を施策に反映するために、焼津市民 2,000 人を対象とした意識調査、事業所 200 社を対象とした実態調査を行うとともに、介護者家族や子育て世代、LGBTQ支援団体などに対するグループインタビューを実施しました。令和6 (2024) 年1 月には、本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く意見を募集しました。

【全体会議】



【策定ワーキンググループ会議】



持続可能でよりよい世界を目指すために

SDGsとは、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)のことです。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

現在では、目標とする令和 12(2030)年に向けて、先進国を含むすべての国でSDGs 達成のための取組が行われています。日本でも、行政や企業、学校、個人などが、自分の できることから取り組んでいます。

SUSTAINABLE GOALS

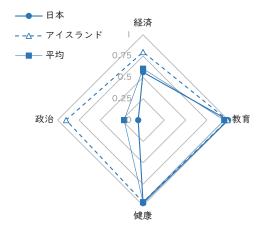


本計画においても、男女共同参画に関連する目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、基本目標とSDGsを関連付けることで焼津市におけるSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



ジェンダー・ギャップ指数とは……?

世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数は、経済・教育・健康・政治の4つの分野における男女格差を国ごとに数値化したものです。



2023年	全体	経済	教育	健康	政治
日本	0.647	0.561	0.997	0.973	0.057
アイスランド	0.912	0.796	0.991	0.961	0.901
平均	0.684	0.601	0.952	0.960	0.221

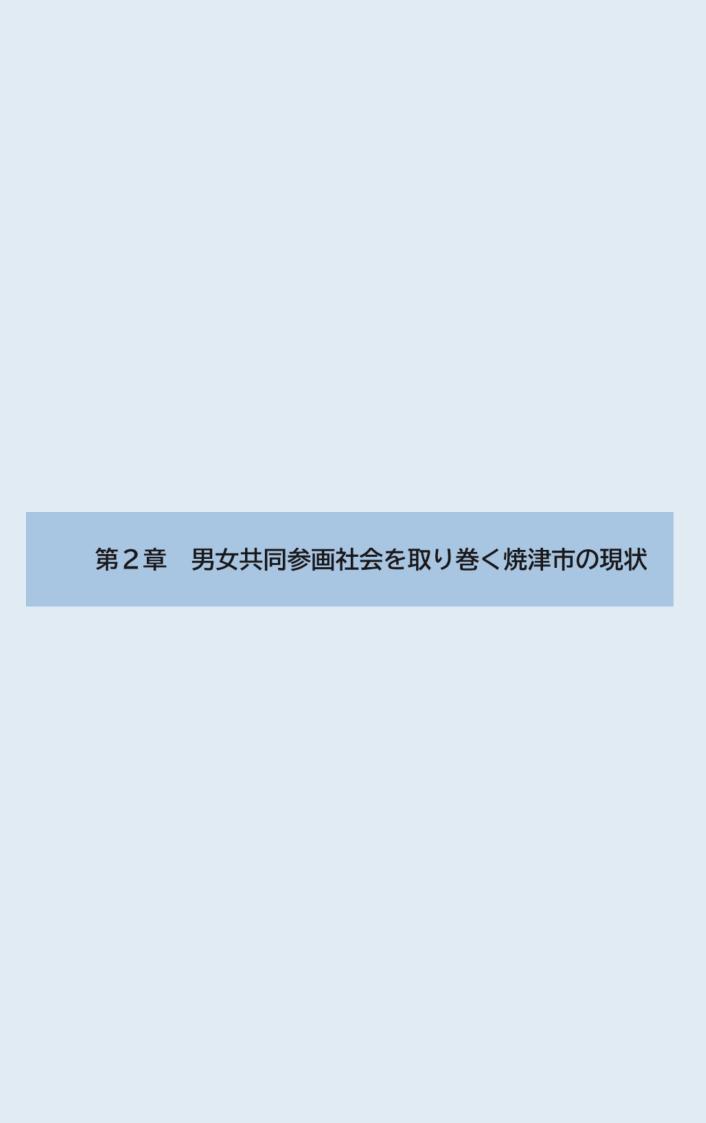
このジェンダー・ギャップ指数は、1に近い 数値ほど男女格差が小さいと評価されます。

令和5(2023)年公表のデータでは、アイス ランドが 0.912 で第1位、日本は 0.647 で第 125 位(146 か国中)となっています。

日本は、教育や健康の分野では比較的男女格差が小さいと評価される一方で、経済や政治の分野では男女格差が大きいと評価されています。

資料:世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」





第2章 男女共同参画社会を取り巻く焼津市の現状

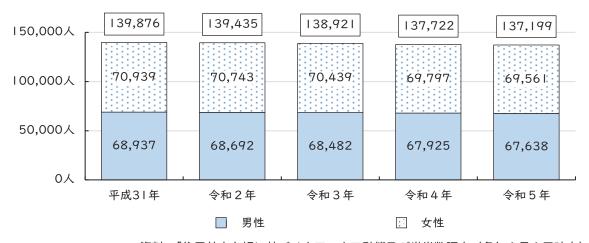
1 統計データからみた焼津市の現状

(1)人口・世帯の状況

①総人口・性別人口の推移

令和5年の総人口は137,199人で、その内訳は「男性」が67,638人、「女性」が69,561人となっています。

平成31年以降の推移をみると、総人口は減少傾向にあります。また、平成31年から令和5年までの4年間で「男性」は1,299人減、「女性」は1,378人減と、「女性」の減少の方が多いものの、それほど大きな差ではありません。

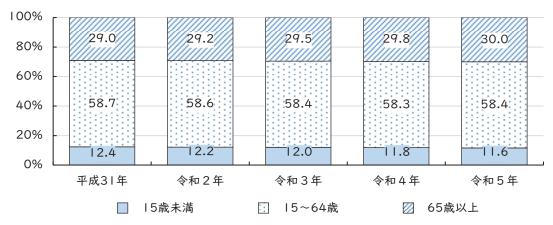


資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日時点)」

②年齢3区分別人口割合の推移

令和5年の年齢3区分別人口割合は、「15歳未満」が11.6%、「15~64歳」が58.4%、「65歳以上」が30.0%となっています。

平成31年以降の推移をみると、「15歳未満」が少なく、「65歳以上」が多くなる傾向がみられます。また、「15~64歳」は令和3年までは微減傾向にあったものの、その後はほぼ横ばいで推移しています。

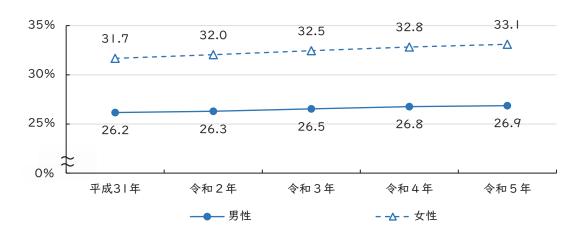


資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日時点)」

③性別高齢化率の推移

令和5年の性別高齢化率は、「男性」が26.9%、「女性」が33.1%となっています。

平成31年以降の推移をみると、「男性」より「女性」方が高い傾向が続いています。また、いずれも上昇傾向にあるものの、「女性」の上昇幅が大きく、平成31年から令和5年までの4年間で1.4ポイント上昇しています。「男性」は0.7ポイントの上昇に留まっています。

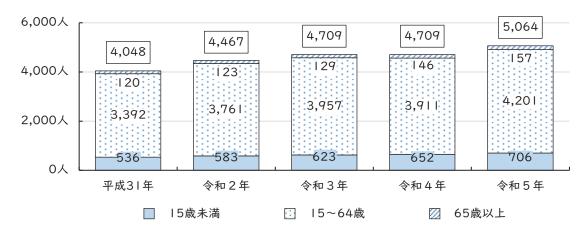


資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日時点)」

④年齢3区分別外国人人口の推移

令和5年の外国人人口は 5,064 人で、その内訳は「15 歳未満」が 706 人、「15~64 歳」が 4,201 人、「65 歳以上」が 157 人となっています。

平成31年以降の推移をみると、外国人人口は増加傾向にあります。また、いずれの年齢区分でも増加傾向にありますが、特に「15~64歳」の増加幅が大きく、平成31年から令和5年までの4年間で809人増加しています。

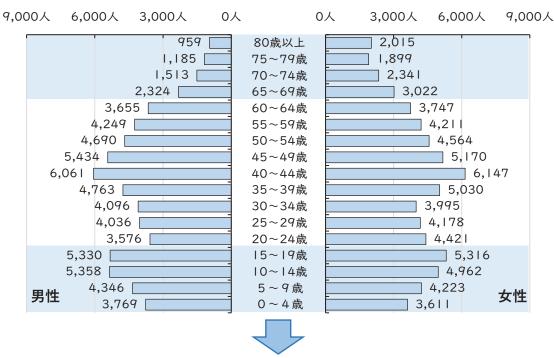


資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日時点)」

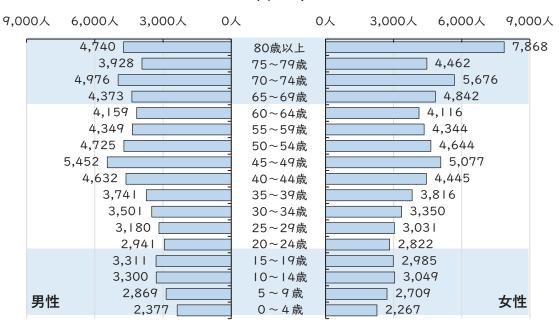
⑤人口ピラミッド

平成2年と令和2年の人口ピラミッドを比較すると、男女ともに 65 歳以上の高齢者が大きく増加していることがわかります。特に女性の 80 歳以上は、令和2年に 7,868 人と突出しています。一方で、男女ともに 45 歳未満の人口は減少しています。特に 20 歳未満の未成年者は大きく減少しており、少子高齢化の進行がみてとれます。

平成2年



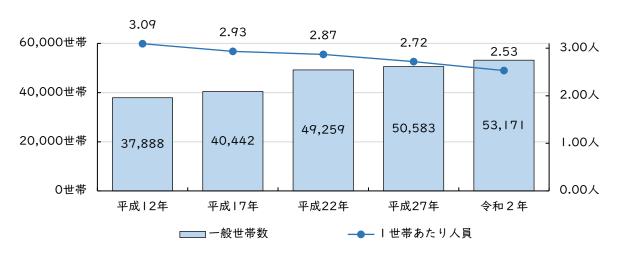




資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

⑥一般世帯数・1世帯当たりの人員の推移

令和2年の一般世帯数は53,171 世帯で、1 世帯あたり人員は2.53 人となっています。 平成12 年以降の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、それに伴って1世帯あたり 人員は減少傾向にあります。

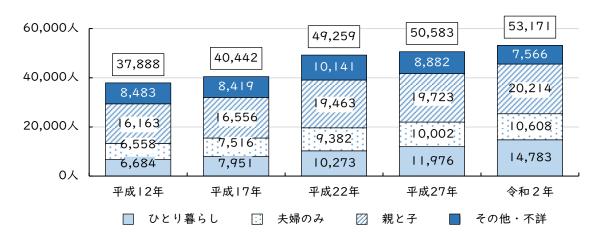


資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

⑦世帯の種類別一般世帯数

令和2年の世帯の種類別一般世帯数は、「ひとり暮らし」が14,783世帯、「夫婦のみ」が10,608世帯、「親と子」が20,214世帯、「その他・不詳」が7,566世帯となっています。

平成 12 年以降の推移をみると、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」、「親と子」が増加傾向にあります。特に「ひとり暮らし」の増加幅が大きく、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間で 2 倍以上に増加しています。

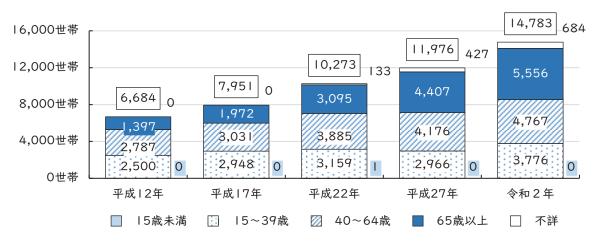


資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

⑧年齢別ひとり暮らし世帯数の推移

令和2年の年齢別ひとり暮らし世帯数は、「15~39歳」が3,776世帯、「40~64歳」が4,767世帯、「65歳以上」が5,556世帯、「不詳」が14,783世帯となっています。

平成 12 年以降の推移をみると、「 $15\sim39$ 歳」、「 $40\sim64$ 歳」、「65 歳以上」が増加傾向にあります。特に「65 歳以上」の増加幅が大きく、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間で 4 倍近くに増加しています。

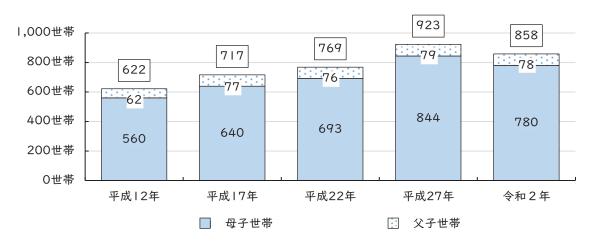


資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

⑨ひとり親世帯数の推移

令和2年のひとり親世帯数は 858 世帯で、その内訳は「母子世帯」が 780 世帯、「父子世帯」 が 78 世帯となっています。

平成12年以降の推移をみると、平成27年まではひとり親世帯数が増加傾向にありましたが、令和2年に減少しています。また、「母子世帯」がひとり親世帯の大半を占める傾向は続いています。

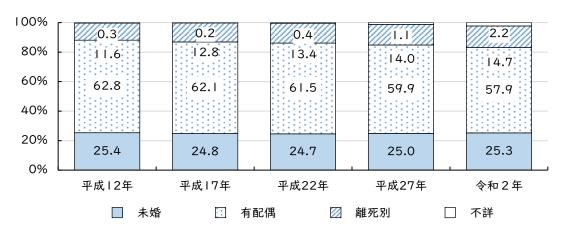


資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

⑩配偶関係別 15 歳以上人口割合

令和2年の配偶関係別15歳以上人口割合は、「未婚」が25.3%、「有配偶」が57.9%、「離死別」が14.7%、「不詳」が2.2%となっています。

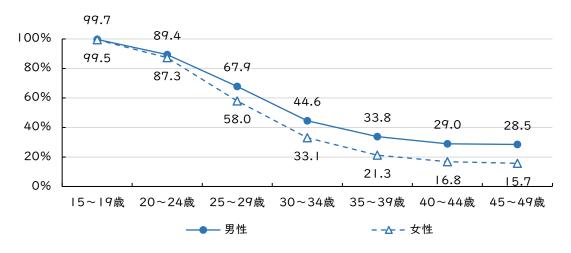
平成 12 年以降の推移をみると、「有配偶」が減少傾向、「離死別」が微増傾向にあるものの、「未婚」は 25%前後で推移しています。



資料:「国勢調査(各年10月1日時点)」

①性別年齢別未婚者割合の比較

令和2年の年齢別未婚者割合は、25~29歳頃から性別による差がみられるようになり、その後は「男性」の方が「女性」より未婚者割合が高い傾向が続きます。45~49歳では「男性」が28.5%、「女性」が15.7%と、12.8ポイント差がみられます。

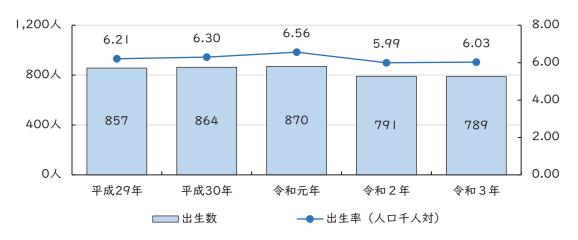


資料:「国勢調査(令和2年10月1日時点)」

⑫出生数・出生率(人口千人対)の推移

令和3年の出生数は789人、出生率(人口千人対)は6.03となっています。

平成 29 年以降の推移をみると、令和元年まで出生数は 860 人前後で推移していましたが、令和2年に 800 人を下回ってからは横ばいとなっています。この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、産み控えがあったと思われます。また、これに伴い、出生率(人口千人対)も令和2年に低下してからは横ばいとなっています。

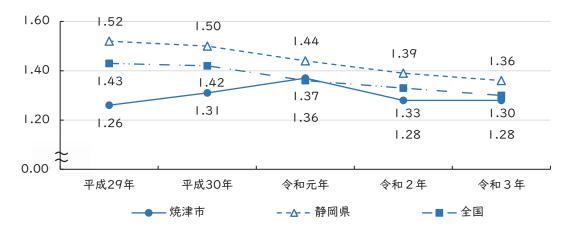


資料:「静岡県人口動態統計」

(3)合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率を静岡県や全国と比較すると、大きな差ではないものの、本市は静岡県や全国より低い年が多いことがわかります。しかし、近年では静岡県や全国との差が縮まりつつあります。

平成 29 年以降の推移をみると、静岡県や全国は低下傾向にありますが、本市は大体 1.30 前後で推移しています。

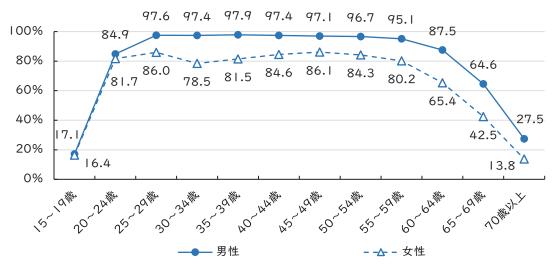


資料:焼津市「統計やいづ」、静岡県・全国「人口動態調査」

(2) 労働・就業の状況

①性別年齡別労働力割合

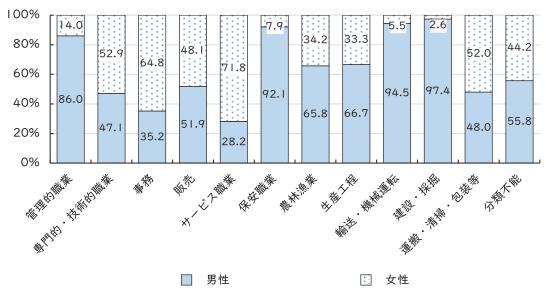
令和2年の性別年齢別労働力割合は、25~29 歳頃から性別による差がみられるようになり、その後は「男性」の方が「女性」より就業者割合が高い傾向が続きます。また、「女性」の 30~34 歳で一時的に低下しますが、かつてM字カーブと呼ばれていた顕著な低下傾向はみられません。さらに、70 歳以上では「男性」、「女性」とも 30 ポイント前後低下しますが、それでも「男性」は4人に1人以上が労働力となっています。



資料:「国勢調査(令和2年10月1日時点)」

②性別職業別就業者割合

令和2年の性別職業別就業者割合は、職業によって男女比が大きく異なり、管理的職業、保安職業、輸送・機械運転、建設・採掘では「男性」が8割以上を占めています。一方で、事務、サービス職業では「女性」が6割以上を占めています。



資料:「国勢調査(令和2年10月1日時点)」

2 第3次焼津市男女共同参画プランの評価

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画情報紙「Aしおかぜ」の発行や市ホームページや広報やいづ、LINE等による男女共同参画に関する情報提供を行いました。また、講演会やセミナー等を開催し、男女共同参画への関心が高い方がより高度な知識を習得する機会としました。さらに、父親が積極的に育児に参加するきっかけとなるよう、親子で参加できるイベントや教室も開催しました。市職員に対しては職員研修や関係部署へのヒアリング等を実施し、男女共同参画意識の醸成を図りました。第3次プラン期間中はコロナ禍でイベントの中止や規模の縮小を迫られることもありましたが、今後は参加者を増やすため、イベント等の周知方法や内容、開催日時、場所を検討していく必要があります。

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

審議会等における女性の登用状況調査を実施するとともに、庁内で女性登用率の向上への協力を依頼し、女性が政策・方針決定の場に参加できるように努めました。民間企業においても女性の登用が進むよう、市内の「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の紹介を行い、先行企業の男女共同参画の動きを可視化しました。また、女性が自身の能力を最大限発揮することができるよう、人材育成を目的とした研修や講座を開催したり、関連する研修や講座等の情報を広く提供したりしました。あわせて、自治会や地域活動にもっと女性が参加することができるよう、自治会長等へ理解・協力を求めました。しかしながら、政策・方針決定の場にあまり女性の登用が進んでいないのが現状です。

基本目標Ⅲ 男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

就労希望のある女性や高年齢者を支援するため、能力向上や知識習得を目的とした講座や講演会、就職に関する相談会などを開催しました。また、企業がワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、性別や年齢にかかわらず一人ひとりの働き方を尊重することができるよう、啓発チラシによる情報提供を行い、企業へワーク・ライフ・バランスへの協力を求めました。そして、仕事と生活を両立するために必要な子育て支援や介護支援を充実させ、それらの情報を市ホームページや広報やいづ、LINE等で提供しました。一方で、ワーク・ライフ・バランスへの理解はまだ十分ではなく、さらなる理解を促進する必要があります。他にも、子育てや介護に関する情報を必要としている方に確実に届けることや福祉人材を確保すること等、解決すべき課題があります。

基本目標IV 男女が共に安心して生活できる環境づくり

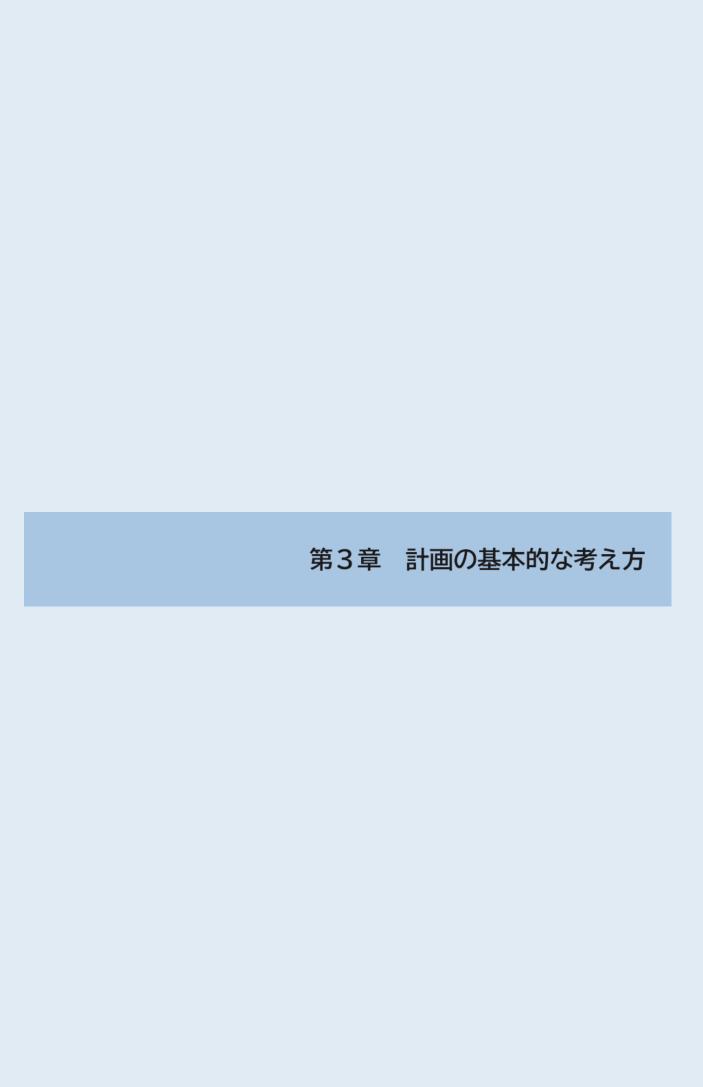
ライフステージや性別に応じた健康診断・がん検診の機会を提供し、その結果を用いて必要なフォローを行いました。また、身体の健康だけでなく、心の健康を維持・増進させることを目的にストレスチェックの機会を設けるとともに、心身の健康の維持・増進に向けたスポーツや食生活、健康相談等の幅広い活動を実施しました。他にも、妊産婦や乳幼児、ひとり親家庭、DV・ハラスメント被害者、高齢者、障害のある方、外国籍の方等、困難な状況に陥るリスクが高い方等への支援を行いました。今後は、引き続き健康診断・がん検診の受診率や健康意識の向上に努めるとともに、福祉分野を中心とする関係機関との連携を強化する等、支援を必要とする方にスムーズに支援を提供できる体制整備の充実を行う必要があります。

≪ 第3次プランの達成状況 ≫

	項目	目標値	平成 30 年度		令和5年度
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」 という性別による固定的な役割分担意識 にとらわれない人の割合	80%	68.3%	⇒	68.8%
基本目標Ⅰ	市で発行している男女共同参画情報紙を 読んだ人の割合	30%	11.2%	⇒	22.4%
標 I	男女共同参画社会という 言葉の意味を理解している人の割合	50%	31.9%	⇒	43.9%
	自身がまわりに認められ(人権が) 尊重されていると思う市民の割合	60%	55.2%	⇒	50.9%
	市の一般行政職における管理監督職 (係長相当職)以上に占める女性の割合	20%	14.3%	⇒	17. 2% ^{*1}
	市の一般行政職における管理職 (課長相当職)以上に占める女性の割合	10%	5.1%	⇒	10.3% ^{*1}
基本	管理的職業従事者における女性割合 (国勢調査)	20%	14.5%	⇒	14. 0% ^{*2}
基本目標Ⅱ	審議会などにおける女性登用率	40%	27.0%	⇒	28. 3% ^{*1}
	地域活動で、男女平等と思う人の割合	40%	32.0%	⇒	25.8%
	市民防災リーダー育成講座の参加者に 占める女性の割合	15%	7.4%	⇒	7.0%
基	職場の中で、男女平等と思う人の割合	30%	21.3%	⇒	15.8%
基本目標Ⅲ	静岡県男女共同参画社会づくり宣言 事業所数	55 事業所	41 事業所	⇒	54 事業所 ※1
Ш	家庭の中で、男女平等と思う人の割合	35%	29.1%	\Rightarrow	27.3%
基	心身共に「健康」であると思う女性の割合	40%	33.9%	⇒	23.8%
基本目標Ⅳ	心身共に「健康」であると思う男性の割合	40%	28.9%	⇒	25.3%
10	DVを受けたことについて、どこ(だれ) にも相談しなかった人の割合の減少	30%	32.3%	⇒	35.3%

※1令和5年4月1日実績数値 ※2令和2年度国勢調査 その他は令和4年度実績数値

前回計画において掲げた数値目標の達成状況については、平成 30 年度の数値と比較し改善されている項目もありますが、目標値に達していない項目が多くあるため、今後も継続した施策の展開が必要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現

~ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ~

私たち一人ひとりがお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分ら しい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」のために、4つの基本目標を設定し、施 策を展開していきます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画 を実行性のあるものとします。

また、本計画では女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス実現に関する施策を重点目標と 位置付け、集中的に取り組んでいきます。

基本目標 I 男女共同参画の意識が浸透した社会の実現

性別による固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となっています。それらを解消していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、幼い頃から男女共同参画の意識を浸透させるため、家庭や学校での子どもの教育にも注力していきます。

【関連するSDGs】









基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に社会のあらゆる意思決定の場に対等な立場で参画し、多様な考え方を反映させていくことが重要です。しかし、市や事業所における政策・方針決定の場への女性の登用は少しずつ進んではいるものの、登用率は男性に比べて低く、政策・方針決定過程で女性の意見が生かされる機会は不十分です。

地域においても女性が先頭に立ってまちづくりを進めている状況はあまりみられません。また、これまでの各地の災害の教訓から、防災や避難所運営においても女性の視点を取り入れていく必要があります。

男女双方の意見や考え方が対等に反映されるために、市、企業、団体の政策・方針決定の場への女性の登用・参画を促進するとともに、地域活動への女性の参画を進めていきます。

【関連するSDGs】









基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現

労働力の減少、雇用体系の多様化により、女性の労働力が期待される中、就労の場で性別に関わりなく、個性と能力を発揮する機会が保証されることは必要不可欠です。働く男女が平等な立場で共に能力を発揮し、安心して働き続けられる環境を実現するため、職場環境を推進します。また、働き続けたい女性が、子育てや介護により離職しないための支援や再就職のための支援を行います。

近年、男女の働き方や家庭生活への関わり方などライフスタイルに対する意識が変わる中で、本人が望むワーク・ライフ・バランスを実現するのは難しいのが現状です。福祉や子育ての分野における行政サービスの充実のみならず、企業などに対し、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進など、仕事と仕事以外の生活の両立支援に向けた体制づくりの必要性について、引き続き啓発・働きかけをしていきます。

また、男性への育児・介護休業の取得や家庭生活への参画促進などへの働きかけを行い、仕事と家庭生活を男女が協力して両立していく意識の醸成を図ります。

【関連するSDGs】









基本目標IV 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、それぞれの身体的特性を理解し、相手に対して思いやりを持って接することが重要です。特に女性は妊娠・出産、更年期障害など生涯にわたり様々な健康面の変化やリスクに直面し、仕事や生活に影響することから、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点を持ち、生涯にわたる健康課題について、男女ともに理解を促す必要があります。それぞれの健康課題について正しく理解し、自らの判断で心身の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を進めていきます。

DVやハラスメントなどのあらゆる暴力についても、関係機関の連携を強化し、被害者に対する相談体制の充実や自立に向けた支援を引き続き行います。

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、 貧困や社会的孤立など生活上の困難を抱える人が増えています。また、LGBTQなどの性的少数者であることで偏見や差別から生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまう人もいます。こうした様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

【関連するSDGs】















3 計画の体系図

基本理念

男女共同参画社会の実現

~ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ~

基本目標	基本的施策	施策の方向
【基本目標 I 】 男女共同参画の	I − 1 男女共同参画の視点に立った 意識改革	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実 (2) 家庭や職場における男女共同参画意識の改革 (3) 人権の尊重に関する広報・啓発活動の充実
意識が浸透した社会の実現	I-2 男女共同参画の視点に立った 教育・学習の充実	(1)学校における男女共同参画・人権教育の推進 (2)家庭・地域社会における学習機会などの充実 (3)男女共同参画に関する研修の充実
【基本目標Ⅱ】 社会のあらゆる	II-1 地域や職場などの 政策・方針決定の場での 女性活躍の促進 *1	(1)市政・審議会などへの女性の参画の推進 (2)企業・地域団体などにおける 方針決定の場への女性の参画支援
分野における 男女共同参画の 実現	Ⅱ-2 男女共同参画の視点を反映した 地域活動の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の促進 (2) 男女共同参画の視点を反映した防災の推進
【基本目標Ⅲ】	重点 Ⅲ-1 職業生活における 女性活躍の推進 *1	(1)女性の就労支援 (2)職場における女性活躍の推進
仕事と生活の 調和がとれ、 誰もが	重点 Ⅲ-2 すべての市民の ワーク・ライフ・バランス実現の推進 *1	(1) すべての市民の働き方改革の促進 (2) あらゆる世代のワーク・ライフ・ バランス実現に向けた社会づくり
活躍できる社会の実現	重点 Ⅲ-3 誰もが家事・育児・介護を 担える環境の整備 *1	(1)男女の家事・育児・介護の役割分担 意識の解消 (2)安心して子育て・介護ができる環境づくり
【基本目標IV】	IV-1 すべての市民の"健康づくり" と"生きがいづくり"の推進	(1)性差と年齢に応じた心とからだの 健康づくり (2)妊娠・出産・育児期における女性の健康支援
誰もが 安全・安心に 暮らせる	IV-2 ジェンダーに基づく あらゆる暴力の根絶 *2	(1)暴力被害防止に向けた広報・啓発活動の充実 (2)相談・研修体制の充実と連携強化 (3) DVなどの被害者への自立支援の充実
社会の実現	IV-3 生活上様々な困難を抱える人 が安心して暮らせる社会の整備	(1)生活上様々な困難を抱える人々への支援 (2)多様な性のあり方への理解の推進

計画の概念図

この計画で設定した4つの基本目標を、"計画の基盤"と"計画の柱"に分類しました。

"計画の基盤"は基本理念を実現するために大切な基礎的な部分であり、"計画の基盤"が整うことで"計画の柱"が上手く機能するようになります。また、"計画の柱"は基本理念の実現に向けた具体的な取組にあたることから、"計画の柱"も"計画の基盤"と同じくらい大切な役割を持ちます。

基本理念の実現を現実的なものとするには、この"計画の基盤"と"計画の柱"の両方がバランスよく推進されなければなりません。

基本理念

男女共同参画社会の実現

~ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ~

計画の柱

【基本目標Ⅱ】

社会のあらゆる分野における 男女共同参画の実現

キーワード

- 市政や審議会への女性参画
- 地域や職場などの方針決定の場 への女性登用
- 男女共同参画の視点を反映した 地域活動・防災活動

【基本目標Ⅲ】

仕事と生活の調和がとれ、 誰もが活躍できる社会の実現

キーワード

- 女性の就労支援
- 職場における女性活躍
- あらゆる世代のワーク・ライフ・ バランス実現
- 誰もが家事・育児・介護を担える環境

計画の基盤

【基本目標 I 】

男女共同参画の意識が浸透した 社会の実現

キーワード

- 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 家庭や職場における男女共同参画意識
- 人権の尊重
- 男女共同参画・人権教育

【基本目標IV】 誰もが安全・安心に暮らせる 社会の実現

キーワード

- 性差と年齢に応じた心とからだの健康づくり
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- 生活上様々な困難を抱える人々への支援
- 多様な性のあり方への理解

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開









基本目標 I 男女共同参画の意識が浸透した社会の実現

基本的施策1 男女共同参画の視点に立った意識改革

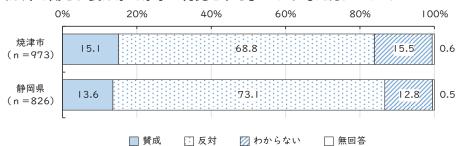
施策の方向

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実
- (2) 家庭や職場における男女共同参画意識の改革
- (3) 人権の尊重に関する広報・啓発活動の充実

現状と課題

- ・『夫は外で働き、妻は家で家事・育児をする』という考え方について、約7割が「反対」と回答しています。(図1) 共働き世帯が増え、男女共同参画意識の高まりも感じられる一方で、依然として「賛成」の回答も見られ、本市において、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがわかります。
- ・市民意識調査では、「社会全体」でみた場合の男女の平等感は、約7割が「男性優遇」と回答しており、依然として男性優遇と感じる人が多い結果となっています。(図2)
- ・性別による固定的な役割分担意識がいまだに社会全体に残っていることが、個人の生き方を制限し、個性や能力を十分に発揮できないなど、男女共同参画社会の形成が阻害される要因となっています。
- ・市民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直す機会を増やすと ともに、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を行っていきます。

■図1 「夫は外で働き、妻は家で家事・育児をする」という考え方について



資料:焼津市「総合計画に関する市民意識調査」、静岡県「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

■図2 社会全体でみた場合の男女の平等感について



資料:焼津市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」、静岡県「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

※本章の現状と課題においては、「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」を「市民意識 調査」と表記します。

施策の方向(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画に関する 情報発信	・ 国、県、市の男女共同参画に関する情報を収集 し、提供します。・ 男女共同参画に関する国際的な先進事例など の情報を収集し、提供します。	市民協働課

施策の方向(2)家庭や職場における男女共同参画意識の改革

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①父親・母親と子どもの ふれあう機会の提供	・ 家族がふれあう機会を提供し、父親の育児参加 促進に努めます。	子育で支援課 各担当課
②職場における 男女共同参画の理解促進	・ 市内企業に対し、男女共同参画に関する研修・ 講習会を周知するとともに、講師の派遣などに よる支援を行います。	市民協働課商工観光課

施策の方向(3)人権の尊重に関する広報・啓発活動の充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①多様な価値観・人権啓発 に関する講座及び 人権教育の充実	・ 人権啓発に関する講座などを開催し、人権意識 の高揚を図るとともに、様々な人権問題の解消 のための調査、研究及び関係機関との連絡、調 整をもとに、人権教育の充実に努めます。	くらし安全課 市民協働課 スマイルライフ推進課





基本的施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

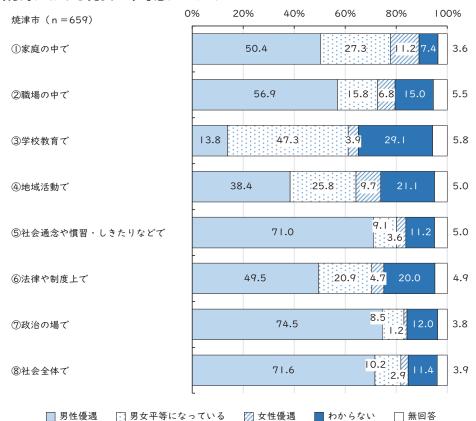
施策の方向

- (1) 学校における男女共同参画・人権教育の推進
- (2) 家庭・地域社会における学習機会などの充実
- (3) 男女共同参画に関する研修の充実

現状と課題

- ・市民意識調査では、「学校教育」での男女の平等感について「男女平等」と回答した方が半数近くおり、「男性優遇」または「女性優遇」と回答した方は2割未満に留まっています。学校教育においては、家庭や職場、政治などの他の分野に比べて、男女平等が進んでいると感じている人が多くなっています。(図3)
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが主体的で多様な生き方を選択できるようになるためには、子どもの頃から様々な場面で男女が共に参画することについて学習し、男女共同参画について理解を深めることが重要です。
- ・学校教育の場だけでなく、家庭や地域社会が与える影響も大きいことから、一人ひとりが男女 共同参画について正しい知識を持つとともに、その必要性について認識することが重要です。
- ・あらゆる世代において男女共同参画意識を高めるため、社会全体に対して男女共同参画の視点 に立った教育・学習機会を提供する必要があります。

■図3 各分野における男女の平等感について



資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向(1)学校における男女共同参画・人権教育の推進

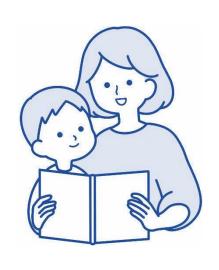
具体的施策	施策の内容	主な担当課
①性別に関わらず、 互いを認め合う 人権教育・キャリア教育 の推進	・ 児童・生徒に対し、授業や学校の活動・行事を 通して、男女共同参画や人権に関する学習機会 の充実を図ります。	子ども支援課
②学校における性教育の 充実	・ 性に関する正しい知識を身につけ、理解し、望 ましい行動が取れるように、学校における性教 育の充実を図ります。	学校教育課

施策の方向(2)家庭・地域社会における学習機会などの充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
	· 男女共同参画についての理解や関心を高める ため、講座・講演会などを開催します。	市民協働課スマイルライフ推進課
①男女共同参画に関する 講演会・講座などの 学習機会の充実	・ 男女共同参画に関する研修・講演会を開催する 団体・自治会・企業などに対し、講師の派遣に よる支援を行います。	
于白版ない几天	・ 保護者が安心して講演会や講座に参加し、学習 できるよう、託児サービスや親子で参加できる 講座などの充実を図ります。	

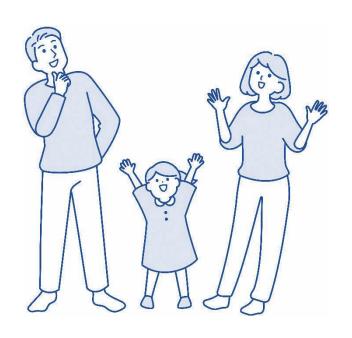
施策の方向(3)男女共同参画に関する研修の充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①教職員・保育士・市職員 への研修の充実	・ 教職員・保育士・市職員に対して、男女共同参画に関する研修などを行い、男女共同参画や人権について理解を深めるとともに意識の高揚を図ります。	学校教育課 市民協働課 人事課



数値目標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 10 年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による 固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	68.8%	80%
市で発行している男女共同参画情報紙を読んだ人の割合	22.4%	30%
男女共同参画社会という言葉の意味を理解している人の 割合	43.9%	60%
自身がまわりに認められ(人権が)尊重されていると思う 市民の割合	50.9%	60%
学校生活の場で、男女平等と思う人の割合(中学生)	_	70%











基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現

基本的施策 1 地域や職場などの政策・方針決定の場での女性活躍の促進



施策の方向

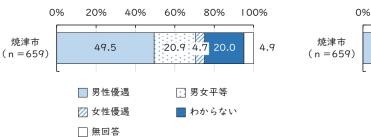
女性活躍推進法 関連

- (1) 市政・審議会などへの女性の参画の推進
- (2)企業・地域団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援

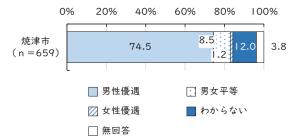
現状と課題

- ・政策・方針決定の場への女性の参画は少しずつ増えてはいますが、依然として男性主導により 物事が進められている場合が多くみられます。
- ・市民意識調査では、「職場の中」や「法律や制度上」での男女の平等感は「男性優遇」が約半数、 政治の場での男女の平等感は「男性優遇」が7割以上となっています。(21 ページ、図3 図 4・5)
- ・本市における令和5年の審議会などにおける女性委員数は 249 人で、全委員に占める割合は 28.3%となっています。目標値である 40%は達成できておらず、今後も積極的に女性委員の登 用を進めていく必要があります。
- ・市民意識調査では、意思決定の場に参画する女性の人数について望ましいものは、「男女半々」が4割以上、「今より増える」が約4割と、約8割が意思決定の場に参画する女性の人数の増加を望んでいることがわかります。(図6)
- ・行政が女性登用の模範を示すとともに、企業や団体などにおける方針決定の場に女性登用を促進するための情報の提供や啓発を行い、あらゆる分野における女性参画の必要性についての理解を推進していきます。

■図4 法律や制度上での男女の平等感について

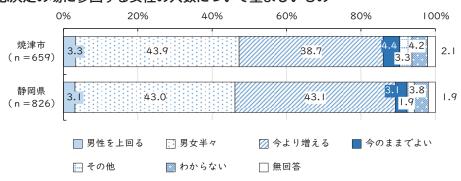


■図5 政治の場での男女の平等感について



資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

■図6 意思決定の場に参画する女性の人数について望ましいもの



資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」」

施策の方向(1)市政・審議会などへの女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①市政への女性の意見収集 の場づくり	・ 様々な分野の方を対象とした市政座談会など の実施により、女性の意見が反映されやすい環 境を整えます。	シティセールス課
②市の審議会などへの 女性委員の登用の促進	・ 女性のいない審議会などの解消とともに、審議 会などの委員選出時に女性の登用を図れるよ う努めます。	市民協働課各担当課
③市役所における 管理監督職への女性の 登用及びキャリアアップ 研修の実施	・ 管理監督職などへの女性職員の登用を促進します。・ 女性職員を対象にキャリアアップ研修を実施し、女性職員のキャリア形成を支援します。	人事課

施策の方向(2)企業・地域団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①企業や地域団体などに おける方針決定の場への 女性の登用促進	· 方針決定の場への女性の登用の必要性などに ついて啓発を行い、女性の参画について理解を 深めます。	商工観光課 市民協働課
②女性の人材育成のための 学習機会の提供	・ 様々な場面で活躍できる人材の育成に向け、講 座などの情報を積極的に提供します。	市民協働課



基本的施策2 男女共同参画の視点を反映した地域活動の推進

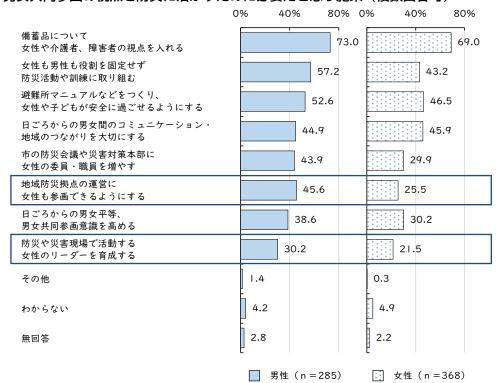
施策の方向

- (1) 地域社会における男女共同参画の促進
- (2) 男女共同参画の視点を反映した防災の推進

現状と課題

- ・市民意識調査では、「地域活動」での男女の平等感については、「男性優遇」が約4割、「男女平等」が2割以上と、やや「男性優遇」が強い印象です。一方で、社会通念や慣習などでの男女の平等感については「男性優遇」が約7割と、依然として男性優遇と感じる人が多い結果となっています。(21 ページ、図3)
- ・地域活動を活性化していくためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れ た運営をしていくことが望まれます。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は様々 な社会制度や慣行の中で継承され、実際には女性が活動の多くを担っているにも関わらず、代 表者や役員などを務めるのは男性である場合が多く、女性の意見が反映されにくい状況となっ ています。
- ・防災の取組では、女性と男性の役割を固定化せずに防災訓練を行うとともに、避難所運営訓練 を行い、発災後の生活における様々なニーズに備えておくことが重要です。
- ・市民意識調査において、男女共同参画の視点を防災に活かすために必要であると考える施策として、「地域防災拠点の運営に女性も参画できるようにする」「防災や災害現場で活動する女性のリーダーを育成する」を選択した人は、男性よりも女性の方が少なく、女性は防災に関する役割を担うことに消極的な姿勢が見られます。(図7)
- ・今後はあらゆる人が男女共同参画の視点を踏まえた地域活動及び防災活動ができるように、活動の担い手の育成や、自治会などへ男女共同参画の必要性などの理解促進を進めていきます。

■図7 男女共同参画の視点を防災に活かすために必要だと思う施策(複数回答可)



資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向(1)地域社会における男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①地域活動における担い手 や女性リーダーの育成	・ 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の担い手や女性リーダーを育成するため、地域で活動する団体に情報提供を行うとともに、講演会や、市民と協働で行う講座などを開催します。	市民協働課 スマイルライフ推進課 総務課
②自治会活動に対する 男女共同参画の理解促進	・ 地域における男女共同参画の必要性について、 情報提供や啓発に努めます。	市民協働課総務課

施策の方向(2)男女共同参画の視点を反映した防災の推進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①地域の防災活動への 女性参画促進	・ 自主防災組織や消防団などに、女性が参画できるよう機会の充実に努めるとともに、防災リーダーを育成する講座などへの女性の参加を推進します。	地域防災課
②男女共同参画の視点を 反映した防災活動の実施	・ 男女双方が性別による固定的な役割分担意識 にとらわれない防災訓練・避難所運営訓練を実 施します。	地域防災課

数値目標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 10 年度)
市の一般行政職における管理監督職(係長相当職)以上に 占める女性の割合	17.2%	20%
市の一般行政職における管理職(課長相当職)以上に占める女性の割合	10.3%	15%
管理的職業従事者における女性の割合(国勢調査)	14.0% (令和2年度)	20%
審議会などにおける女性登用率	28.3%	40%
地域活動で、男女平等と思う人の割合	25.8%	40%







女性活躍推進法 関連



基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現

基本的施策1 職業生活における女性活躍の推進



施策の方向

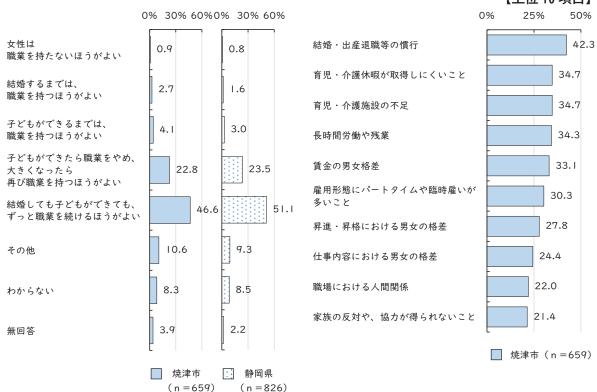
- (1) 女性の就労支援
- (2) 職場における女性活躍の推進

現状と課題

- ・就業は生活の経済的基盤であり、働きたい人が性別に関係なく、その能力を十分に発揮できる 社会づくりが重要です。
- ・国は、平成27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、働くことを希望する女性の職業生活での活躍を推進しています。
- ・市民意識調査では、一般的に女性が働くことに対する考えは、「結婚しても子どもができても、 ずっと職業を続けるほうがよい」が4割を超えて最も多くなっています。(図8)
- ・しかしながら、働く女性は仕事に加えて、家事・育児・介護等の負担が重なることが多く、それを理由として、働くことを諦める、もしくはセーブする女性もいます。市民意識調査でも、女性が働く上での障害として、「結婚・出産退職等の慣行」のほか、「育児・介護休暇が取得しにくいこと」「長時間労働や残業」と回答した人の割合が高くなっています。(図9)
- ・男女共同参画社会を実現するためには、子育てや介護をしながら働く人への支援や、子育て後に再就職をめざす人への支援、企業へ向けた女性活躍に関する意識改革の推進など、誰もが多様な働き方を選択できるよう、取組を行っていく必要があります。

■図8 一般的に女性が働くことに対する考え

■図9 女性が働く上での障害(複数回答可) 【上位 10 項目】



資料:焼津市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」、静岡県「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

施策の方向(1)女性の就労支援

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①女性の職業能力発揮の ための学習機会の充実	・ 講座・講習会の充実により職業能力発揮のため の学習機会の提供に努めます。	市民協働課商工観光課
②女性の就労支援のための 相談体制の充実	・ 各種就業情報について関係機関と連携を図りながら、就業希望者の就業を支援します。・ 就労のための講座・講習会の開催や相談体制の充実により、再就職などをめざす人を支援します。	商工観光課

施策の方向(2)職場における女性活躍の推進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①企業の女性活躍に関する 意識改革の推進	・ 市内企業のトップ層や管理職へ重点的に、男 女共同参画実現に向けたポジティブ・アクションの趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけます。	市民協働課商工観光課

ポジティブ・アクションとは……?

ポジティブ・アクションとは、社会的に不利益を被っている方に対して、特別な機会を設ける等の一定の配慮をすることで、実質的な機会均等を実現させるための取組です。企業に特化して考えると、固定的な役割分担を止め、これまで活躍の機会が少なかった女性を積極的に採用・管理職などに登用するための取組になります。



企業における固定的な役割分担の意識は根強く、経営者などの企業の方針決定権の ある方の多くは男性です。少しずつ改善傾向にはあるものの、女性がより活躍するため には、企業が積極的にポジティブ・アクションに取り組む必要があります。

男性も女性も自らの能力を十分に発揮することができる社会をめざしましょう。

基本的施策2 すべての市民のワーク・ライフ・バランス実現の推進



施策の方向

女性活躍推進法 関連

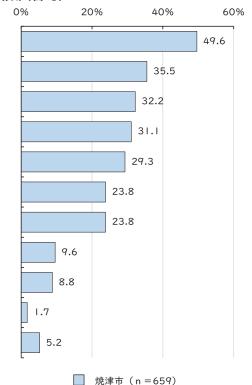
- (1) すべての市民の働き方改革の促進
- (2) あらゆる世代のワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会づくり

現状と課題

- ・ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、家庭生活や地域活動等の「仕事以外の活動」について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。
- ・仕事も家庭生活も大事にしたいと思う市民が多くいる一方で、現実ではワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況です。実際の生活では、男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先する傾向がみられ、希望と現実で大きな差が生じています。
- ・性別による固定的な役割分担意識を背景に、長時間労働を前提とした男性中心の働き方が維持されていることなどにより、男性の家庭生活への参画が十分に得られず、家事や育児等における女性の負担が大きくなっています。これにより、働く意欲のある女性が職業生活において活躍することが困難な状況になっています。
- ・市民意識調査では、すべての人が仕事と家庭の両立を実現するために必要な条件として、「育児 休業・介護休業中の代替要員の確保など、気がねなく制度を利用できる職場環境をつくること」 「働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が上位となっています。(図 10)
- ・誰もが仕事と仕事以外の生活との両立ができるよう、環境の整備や取組を進めるとともに、市 民や企業に対してワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知し、理解を促進していく必要 があります。

■図 10 仕事と家庭を両立するための条件(複数回答可)

気がねなく制度を利用できる 職場環境をつくること 働くことに対し、 家族や周囲の理解と協力があること 在宅勤務(テレワーク)等、 柔軟な勤務制度を導入すること 労働時間(時間外勤務を含めて)を 短縮すること 給与等に関する男女間格差をなくすこと 地域の保育施設の整備や、保育時間の延長等、 保育内容を充実すること 自宅近くで働けること 職業上必要な知識・技術等、 計員教育を充実すること 事業所内の保育施設を充実すること その他 無回答



資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向(1)すべての市民の働き方改革の促進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①育児休業、介護休業など の制度の周知と利用促進	· 育児休業、介護休業などの制度について、市民 や企業などに周知を図り、制度の活用につい て働きかけます。	商工観光課
②働き方改革に関する 制度の周知と啓発	・ 長時間労働の抑制や休暇取得の促進など、制 度の周知を図り、講座などへの参加を促しま す。	商工観光課
③多様な働き方を可能に する職場づくりへの支援	・ 従業員のライフスタイルに応じた多様な働き 方の推進に取り組む企業を支援します。	商工観光課
④市職員の働き方改革の 促進	・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 の取組を推進し、市職員の働き方改革を促進 します。	人事課

施策の方向(2)あらゆる世代のワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会づくり

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①ワーク・ライフ・バランス についての理解促進	・ 仕事と仕事以外の生活の両立の必要性につい て、啓発活動を推進します。	市民協働課商工観光課
②先進的な企業・団体紹介 による啓発	・ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業・団体を情報紙やSNS等に掲載し、紹介します。	市民協働課
③高年齢者のワーク・ ライフ・バランス実現に 向けた支援	・ 高齢者のワーク・ライフ・バランス実現のため に、再就職や社会活動などの支援を行います。	商工観光課地域包括ケア推進課



基本的施策3 誰もが家事・育児・介護を担える環境の整備



施策の方向

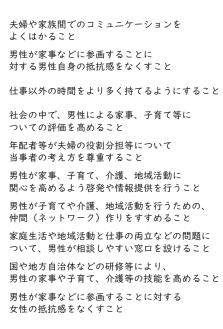
女性活躍推進法 関連

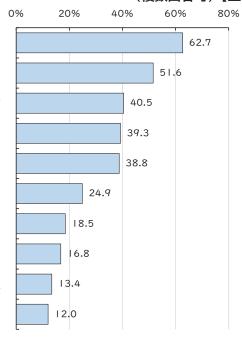
- (1) 男女の家事・育児・介護の役割分担意識の解消
- (2) 安心して子育て・介護ができる環境づくり

現状と課題

- ・共働き世帯が増加している中で、性別による固定的な役割分担が「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は仕事+家庭」へと変化しています。このように女性の負担がますます増加していくことになると、仕事と家庭の両立は難しくなり、結婚や出産に対し不安や負担を感じる人が増え、少子化が加速するおそれがあります。
- ・市民意識調査では、今後、男性が「家事」「子育て」「介護」「地域活動」に参画していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が6割を超えて最も多く、次に「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が約5割となっています。(図 11)
- ・家庭において、共に支え合い協力して生活を営むことができるよう、男性が家事・育児・介護 を担いやすい環境をつくることが重要であり、男性向けに積極的な情報発信をしていく必要が あります。
- ・核家族化やライフスタイルの多様化により、子育て世帯や介護者のニーズが増加、多様化しています。安心して子育てや介護ができる環境づくりのために、それぞれのニーズを把握し、子育て支援や介護者支援の充実を図っていく必要があります。

■図 11 今後、男性が「家事」「子育て」「介護」「地域活動」に参画していくために必要なこと (複数回答可)【上位 10 項目】





■ 焼津市 (n = 659)

資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向(1)男女の家事・育児・介護の役割分担意識の解消

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①男性の家事・育児・介護 への意識づくり	・ 家庭における男性の家事・育児への参加を促す ため、様々な機会を捉えて情報提供や啓発に努 めます。	市民協働課

施策の方向(2)安心して子育て・介護ができる環境づくり

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①子育て・介護に関する 情報発信	· 子育て・介護に関する制度や催事、各種情報 を周知します。	子育て支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課
②子育て・介護に関する 相談・講座の充実	子育て・介護に関する相談の機会を充実させるため、関係機関の連携の強化や相談員の資質向上を行い、専門的な相談にも応じることができるよう努めます。子育てに関する知識を深めるための学習機会を充実させます。	子育て支援課 こども相談センター 健康づくり課 地域包括ケア推進課 介護保険課
③多様な保育サービスの 充実	・ 安心して子育てができる環境の整備のため、 一時預かりや障害児保育、延長保育、病児・ 病後児保育なども含め、各種保育サービスの 充実を図ります。・ 放課後や長期休暇中、保護者が就労などによ り不在となる児童に対し提供している、放課 後の遊び・生活の場の充実に努めます。	保育・幼稚園課 家庭支援課
④子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業や地域 子育て支援センター、家庭教育学級などの充 実に努め、地域における子育てを支援しま す。	子育て支援課 スマイルライフ推進課 こども相談センター 健康づくり課
⑤介護者支援の充実	- 在宅介護における家族の負担を軽減するため、介護者支援の充実に努めます。	地域包括ケア推進課介護保険課



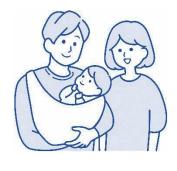
数值目標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 10 年度)
仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思う女 性の割合	_	50%
仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思う男 性の割合	_	50%
職場の中で、男女平等と思う人の割合	15.8%	30%
静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所数	54 事業所	65 事業所
家庭の中で、男女平等と思う人の割合	27.3%	40%
6歳未満の子どもを育てている夫婦の夫の家事・育児参加 時間	_	2時間

焼津市子育で応援サイトを活用しよう!

https://www.yaizu-kosodate.com/





焼津市では、妊娠や出産、育児に関する情報をまとめた「焼津市子育で応援サイト」を運営しています。「健康診断・予防接種」、「手当・助成」、「子どもの預け先」、「子ども向けイベント」、「遊び場・文化施設」等のカテゴリ別に情報をまとめており、子育て世代が必要とする情報にすぐにアクセスできるようになっています。

また、「休日当番医」や「夜間救急体制」、「相談窓口一覧」をトップページに大きく掲載する等、緊急性の高い情報へいち早くアクセスできるようにしている他、LINEを活用した情報提供も行っています。

焼津市を安心して子育てできるまちとするため、現在の子育て世代だけでなく、 これから妊娠・出産を考える世代に対しても広く周知していきます。













基本目標IV 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

基本的施策1 すべての市民の"健康づくり"と"生きがいづくり"の推進

施策の方向

- (1) 性差と年齢に応じた心とからだの健康づくり
- (2)妊娠・出産・育児期における女性の健康支援

現状と課題

- ・男女共同参画社会を実現するためには、それぞれの心身の特性を十分に理解し、お互いを尊重 し合うことが大切です。
- ・女性は月経、妊娠、出産、更年期など、生涯にわたり様々な健康面の変化やリスクと付き合う ことになります。また、望まない妊娠や性感染症を防ぐためにも、男女ともに「セクシュアル・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」についての理解を促す必 要があります。
- ・ストレスなどによる心身の不調や、自殺者の増加、ひきこもりなどが社会問題となっているため、生きがいづくりの場を充実させ、積極的な社会参加への支援を行うことが求められています。
- ・ライフステージを通じて男女ともに働き続け、その能力を発揮するためにも、それぞれの健康 課題について正しく理解し、自らの判断で心身の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支 援を行っていく必要があります。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを 知っていますか?

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されて、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。 女性の生涯を通じて、性と生殖に関する健康や生命の安全を権利として捉えるもので、 女性の人権の重要なひとつとされています。

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること(リプロダクティブ・ヘルス)と、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利(リプロダクティブ・ライツ)の総称です。

自分のからだ・人生を守るために、セクシュアル・リプロ ダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、男女が性の知識を 正しく得ることが大切です。



施策の方向(1)性差と年齢に応じた心とからだの健康づくり

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①ライフステージごとの 健診の充実	・ 男性・女性特有の疾患に対する検診を実施するとともに、受診率の向上に努め、健康増進を図ります。また、年齢に応じた健康診査を実施し、健康支援を行います。	健康づくり課 国保年金課
②健康の維持・増進に つながるスポーツ活動 などの充実と 生きがいづくりの推進	・ 身体を動かす機会の提供による市民の健康 維持、増進に努めるとともに、生きがいづく りの場を充実させ、生涯学習や積極的な社会 参加への支援を行います。	スポーツ課 地域包括ケア推進課 健康づくり課 スマイルライフ 推進課
③心とからだの相談機会の 充実	・ 心やからだに関する相談機会の充実に努めるとともに、悩みを抱える人々や支える人々を支援します。	健康づくり課 市民協働課
④セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)についての理解促進	・ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ ライツの正しい理念を浸透させるための周 知と啓発を行い、生涯を通じた女性の健康を 支援します。	市民協働課健康づくり課

施策の方向(2)妊娠・出産・育児期における女性の健康支援

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①妊産婦・乳幼児に対する 健診・相談・講座の充実	 ・ 母子健康手帳の交付や妊産婦・乳幼児に対する健康診査の受診を促進し、母子保健の充実に努めます。 ・ 妊産婦・乳幼児の健康に関する相談機会の充実に努めます。また、関係機関の連携の強化や相談員の資質の向上により、専門的相談に応じることができるよう努めます。 ・ 妊娠・出産・育児に関する知識を深めるため、保護者への学習機会の充実に努めます。 	健康づくり課
②不妊治療・不育症治療に 関する支援	・ 不妊治療・不育症治療に関する経済的支援を行います。	健康づくり課



基本的施策2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

施策の方向

DV防止法 関連

- (1)暴力被害防止に向けた広報・啓発活動の充実
- (2)相談・研修体制の充実と連携強化
- (3) DVなどの被害者への自立支援の充実

現状と課題

- ・DVやハラスメントなどは、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であり、 その根絶に向けた環境づくりを社会全体で継続的に取り組んでいく必要があります。
- ・被害者自身が公的機関への相談や届出をせず、表面化しづらいという問題もあります。市民意 識調査においても、DVについて「相談した」相手は、主に家族や友人という結果になってい ます。また、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した男性の割合は女性よりも高く、男 性にとっても問題が顕在化・深刻化しやすいのが現状です。
- ・これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などによる 男性優位の社会構造が潜んでいます。また近年では、SNSなどインターネット上のコミュニ ケーションツールの広がりに伴い、暴力の種類も多様化しています。
- ・パートナー間の暴力だけでなく、障害者への暴力や性被害、高齢者や子どもへの虐待なども問 題となっています。
- ・DVやハラスメントなどのあらゆる暴力は、いつでも、誰にでも起こりうる問題として、一人 ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことへの啓発 とともに、被害者に対する相談体制や自立支援について、関係機関が連携して行っていく必要 があります。

【DV相談窓口】

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか?

交際相手からの暴力は、自分で解決するのが難しい問題です。年齢・性別は問いません。相談してください。

電話で相談 はやくワンストップ 内閣府 性犯罪・性暴力被害者のための #8891 ワンストップ支援センター #8103 警察庁 性犯罪被害相談電話

DV相談ナビ

#8008

チャットで 相談

内閣府 性暴力に関するSNS相談 「Cure time」(キュアタイム)



「焼津市役所 こども家庭センター」ではDVについて相談することができます。

☎ 054-626-1165 ⊠ kodomosoudan@citv.vaizu.lg.ip



施策の方向(1)暴力被害防止に向けた広報・啓発活動の充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①DV、ハラスメントなどの 暴力被害防止に向けた 広報・啓発活動の充実	・ DV、ハラスメントなどの暴力被害防止に関し、広報紙などを通して啓発します。	こども相談センター市民協働課

施策の方向(2)相談・研修体制の充実と連携強化

具体的施策	施策の内容 主な	
①DV、ハラスメントなどの 人権侵害に関する相談 体制の充実と連携強化	・ DV、ハラスメントなどの相談体制の充実 及び関係機関の連携強化により、相談者の 安全確保に努めます。	こども相談センター 市民協働課 くらし安全課 市民課
②DV、ハラスメントなどの 相談窓口担当者の研修 機会の充実	・ DV、ハラスメントなどの相談窓口担当者 が、暴力被害防止に関する基礎知識や被害 者の保護に関する研修などに参加し、資質 向上に努めます。	こども相談センター 市民協働課

施策の方向(3) DVなどの被害者への自立支援の充実

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①DVなどの被害者の 生活再建に向けた支援	・ 県や警察、民生委員・児童委員などと連携し、 DVなどの被害者の状況に応じた生活支援 を行います。	こども相談センター 地域福祉課

【 職場において起こり得るハラスメント(一例) 】

名称	略称	説明		
パワー・ハラスメント	パワハラ	職場において主に地位の高い者等から部下等に対して行われる嫌がらせのことで、業務上必要のない行為や暴力、人格否定等に値するもの。		
セクシュアル・ハラスメント	セクハラ	職場において労働者の意に反する性的な言動等の ことで、労働者が不利益を受けたり、就業に支障 を受けたりするもの。		
マタニティ・ハラスメント	マタハラ	職場において妊娠・出産した女性や育児休業等を 取得した女性に対して行われる嫌がらせのこと で、不当な扱いや就業環境が害されるもの。		
パタニティ・ハラスメント	パタハラ	職場において育児休業や育児のための時短勤務等 を利用する男性に対して行われる嫌がらせのこと で、不当な扱いや就業環境が害されるもの。		
性的指向及び性自認に ついてのハラスメント	ソジハラ SOGI ハラ	職場において性的思考や性自認を理由として行われる嫌がらせのことで、不当な扱いや就業環境が 害されるもの。		

基本的施策3 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会の整備

施策の方向

- (1) 生活上様々な困難を抱える人々への支援
- (2) 多様な性のあり方への理解の推進

現状と課題

- ・社会情勢の変化に伴い、ひとり親家庭や外国につながる市民、性的マイノリティなど貧困や生きづらさを抱えて生活をしている人々が増加しています。生活上困難な状況に置かれている人々に対して、その実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、安心して暮らせる環境を整備することが求められています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活困窮や性被害などの問題を抱える女性も増えています。令和6年4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえ、必要な支援について検討していく必要があります。
- ・近年、性の多様性への関心が高まりつつあります。市民意識調査では、半数近くの人が『①性 的マイノリティ』について「言葉も意味も知っている」と回答しています。(図 12)
- ・LGBTQなどの性的マイノリティであることで偏見や差別から生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまう人もいます。誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する理解を進める必要があります。

■図 12 言葉や意味の認知状況



■ 言葉も意味も知っている 🔃 言葉だけ知っている 💟 知らない 🦳 無回答

資料:「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」



施策の方向(1)生活上様々な困難を抱える人々への支援

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①貧困や孤立などの困難を 抱える人への支援	・ 経済的に困窮している人や孤立に悩む人に 対して、相談事業や各種支援制度を活用し、 支援の充実を図ります。	地域福祉課
②ひとり親家庭への支援	・ ひとり親家庭に対し、相談事業や各種支援制 度を活用し、支援の充実を図ります。	子育て支援課 こども相談センター 地域福祉課
③困難を抱える女性への 支援	・ 非正規労働による生活困窮やひとり親、性被 害など生活上様々な困難を抱える女性に対 して、関係機関が連携し、包括的な支援を行 います。	地域福祉課 こども相談センター 市民協働課
④外国につながる市民への情報提供や相談体制の充実	・ 外国につながる市民へ母国語による日常生 活、防災対策などの情報提供を行うととも に、外国人相談体制の充実に努めます。	市民協働課

施策の方向(2)多様な性のあり方への理解の推進

具体的施策	施策の内容	主な担当課
①性の多様性に関する 教育の推進	・ 全ての児童生徒が安心して自分らしく学校生 活が送れるよう、性の多様性に関する理解を進 めるための教育や配慮を行います。	市民協働課学校教育課
②性の多様性に関する 市民理解の推進	・ 性的マイノリティに対する偏見や差別をなく すために、性の多様性に関する理解を進めるた めの啓発活動を行います。	市民協働課
③静岡県パートナーシップ 宣誓制度の周知	・ 静岡県パートナーシップ宣誓制度及び利用可 能な行政サービスの周知を行います。	市民協働課



数值目標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 10 年度)
心身共に「健康」であると思う女性の割合	23.8%	40%
心身共に「健康」であると思う男性の割合	25.3%	40%
DVを受けたことについて、 どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合の減少	35.3%	30%
生活上困難を抱える女性の相談窓口を知っている人の割 合	_	50%
性的マイノリティという言葉の意味を理解している人の 割合	47.6%	60%

性の多様性への理解を深めましょう

性のあり方は多様です。私たちの社会には、男女の性だけではなく、多様な性を生きる性的マイノリティ(性的少数者)の人が暮らしています。性的少数者にはさまざまなタイプの人たちがいます。

「LGBTQ」とは、以下の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つとして使われています。

L	Lesbian	レズビアン(性自認が女性で女性を好きになる人)
G	Gay	ゲイ(性自認が男性で男性が好きになる人)
В	Bisexual	バイセクシュアル(男性も女性も好きになる人)
Т	Transgender	トランスジェンダー(生まれた時の性別と性自認が異なる人)
\sim	Queer	クィア(性的マイノリティを包括的に表す言葉)
Q	Questioning	クエスチョニング(性のあり方を決められない・わからない人)

誰もが自分らしく生きることができる社会をめざして、性の多様性に 関する正しい理解を深めましょう。

やつてみよう!

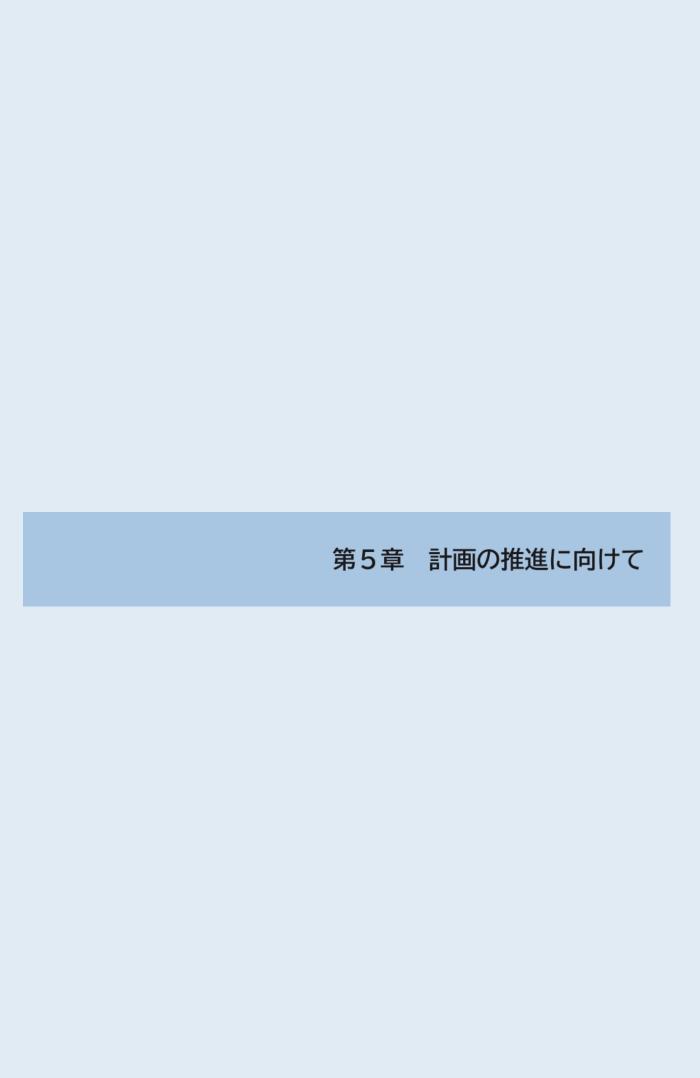
I人では 焦る苛立つ 家事・育児 並行作業で ゆとりと笑顔



やつてみよう!

働き方改革 家でも家事への格差是正





第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本プランを実効性のあるものとし、着実に施策を推進していくために、次のような推進体制を整え、総合的かつ効果的に事業を推進していきます。

(1) 庁内連携体制の強化

庁内関係課との連携を強化し、全庁的な取組を推進します。また、施策の進捗状況を管理するため、毎年、関係課にヒアリングを実施するとともに、施策推進状況の報告を求め、それぞれの施策に対する課題や現状等の情報共有の機会を充実させます。

職員間の男女共同参画に対する共通認識を醸成するために、研修などを通じて職員への意識 啓発に努めます。

(2) 市民・地域・企業等との連携及び協力

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランを推進していくためには、市民・地域・企業等との連携・協働が不可欠です。市民などへの積極的な情報提供により男女共同参画意識の向上を促進し、連携・協力体制を強化してプランを推進します。

また、広く市民の意見を施策に反映させるために、地域・教育関係者・企業・学識経験者など市民の代表から構成される「焼津市男女共同参画プラン推進市民会議」を設置し、計画の進 捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

(3)国・県・他市町との連携及び協力

計画を推進していく上で、市の施策や市民などの取組だけでは解決が難しい場合もあります。 国や県、近隣市町との連携による事業の実施などにより計画を推進していきます。

2 数値目標一覧

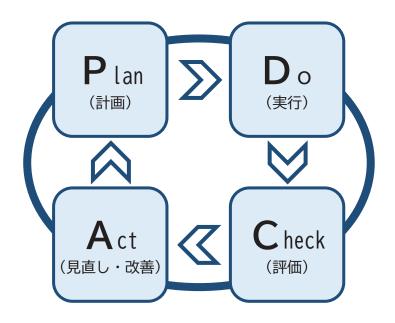
計画を実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示し、現状値及び目標値との比較による進捗管理をしていくことが重要です。本プランでは、男女共同参画社会の実現に向け、本市において特に課題となっている事項について、目標となる数値を設定し、次のとおり目標値として示すこととしました。これらは、計画終了となる令和 10(2028)年度中の達成をめざし、施策に取り組んでいきます。

	項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和 10 年度)
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別に よる固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	68.8%	80%
基	市で発行している男女共同参画情報紙を読んだ人の 割合	22.4%	30%
基本目標	男女共同参画社会という言葉の意味を理解している 人の割合	43.9%	60%
Ī	自身がまわりに認められ(人権が)尊重されている と思う市民の割合	50.9%	60%
	学校生活の場で、男女平等と思う人の割合(中学生)	_	70%
	市の一般行政職における管理監督職(係長相当職) 以上に占める女性の割合	17. 2% ^{*1}	20%
基	市の一般行政職における管理職(課長相当職)以上に占める女性の割合	10.3% ^{*1}	15%
基本目標Ⅲ	管理的職業従事者における女性の割合(国勢調査)	14.0% ^{*2}	20%
Π̈́	審議会などにおける女性登用率	28.3% ^{*1}	40%
	地域活動で、男女平等と思う人の割合	25.8%	40%
	仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると 思う女性の割合	_	50%
	仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると 思う男性の割合	_	50%
基本目標Ⅲ	職場の中で、男女平等と思う人の割合	15.8%	30%
標皿	静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所数	54 事業所*1	65 事業所
	家庭の中で、男女平等と思う人の割合	27.3%	40%
	6歳未満の子どもを育てている夫婦の夫の家事・ 育児参加時間		2時間
	心身共に「健康」であると思う女性の割合	23.8%	40%
基	心身共に「健康」であると思う男性の割合	25.3%	40%
基本目標Ⅳ	DVを受けたことについて、どこ(だれ)にも相談 しなかった人の割合の減少	35.3%	30%
ÍΫ	生活上困難を抱える女性の相談窓口を知っている人 の割合	_	50%
	性的マイノリティという言葉の意味を理解している 人の割合	47.6%	60%

※1 令和5年4月1日実績数値 ※2 令和2年度国勢調査 その他は令和4年度実績数値

3 計画の進捗管理(PDCAサイクル)

この計画で定めた施策については、定期的にPDCAサイクルによる進捗管理が行われます。計画 ⇒ 実行 ⇒ 評価 ⇒ 見直し・改善というサイクルで循環させることで、効果的・効率的な施策の推進を図ります。また、評価や見直し・改善については、「焼津市男女共同参画プラン推進市民会議」での検討・議論や関係課へのヒアリング、情報共有などを含みます。



やつてみよう!

みんながもってる可能性 活かすための男女共同参画



資料編

資料編

1 策定経過

全体会議

回	開催日	内 容
第1回	令和5年5月26日(金)	○委嘱状等交付○次期男女共同参画プラン策定の趣旨説明及び策定体制・今後のスケジュールについて○焼津市の男女共同参画についての市民意識調査・事業所実態調査の結果報告○基調講演(犬塚協太氏)

焼津市男女共同参画プラン策定市民会議

回	開催日	内 容
第2回	令和5年7月28日(金)	○市民意識調査・事業所実態調査の分析結果報告 ○ワーキンググループ会議、策定委員会の経過報告 ○施策の体系(案)についての討論
第3回	令和5年10月20日(金)	○第3次男女共同参画プラン施策推進状況ヒアリン グ結果の報告 ○ワーキンググループ会議、策定委員会の経過報告 ○具体的施策・重点目標についての協議
第4回	令和6年2月9日(金)	〇パブリックコメントの結果報告 〇第4次男女共同参画プラン(案)の最終確認

焼津市男女共同参画プラン策定委員会

回	開催日	内 容
第2回	令和5年7月13日(木)	○市民意識調査・事業所実態調査の分析結果報告 ○ワーキンググループ会議の経過報告 ○基本的施策・施策の方向についての討論・発表
第3回	令和5年10月5日(木)	〇策定市民会議・ワーキンググループ会議の経過報告 〇重点目標についての協議 〇具体的施策についての討論・発表
第4回	令和6年2月7日(水)	〇パブリックコメントの結果報告 〇第4次男女共同参画プラン(案)の最終確認

資料編

焼津市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議

回	開催日	内 容
第2回	令和5年6月23日(金)	○ワーキンググループの役割の確認 ○市民意識調査・事業所実態調査の分析結果報告 ○男女共同参画の視点から見た担当分野ごとの 「現状・課題」についての討論・発表 ○基本目標、基本的施策、施策の方向についての 討論・発表
第3回	令和5年8月29日(火)	○策定委員会、策定市民会議の経過報告○具体的施策についての討論・発表
第4回	令和5年11月9日(木)	○策定委員会、策定市民会議の経過報告○数値目標についての討論・発表

市民意識調査・事業所実態調査・グループインタビュー・パブリックコメント

開催日	内 容
令和4年11月28日~ 令和4年12月23日	○男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査 【調査対象】市内在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収数】659 票 (33.0%) ○男女共同参画社会づくりに関する事業所実態調査 【調査対象】焼津市内の事業所 200 社 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収数】87 票 (43.5%)
令和4年12月21日~ 令和5年2月8日	○グループインタビューの実施 【対象】幼稚園保護者グループ、子育てサークル、 家族介護者の会、自治会、LGBTQ支援団体
令和6年1月4日~ 令和6年1月29日	〇パブリックコメントの実施

2 委員名簿

焼津市男女共同参画プラン策定市民会議

役 職	分	類	所属団体		氏 名
会 長	学識	経験	静岡県立大学国際関係学部 教授	犬塚	協太
	人	権	焼津市人権擁護委員会	鈴木	俊呉
	地	域	焼津市自治会連合会(自治会関係者)	鈴木	勲
	地	域	焼津市PTA連絡協議会(小中学校保護者)	小林	千也杏
	教	育	焼津市校長会(学校教育関係者)	内田	いつ乃
	教	育	焼津市私立幼稚園協会(幼稚園関係者)	鈴木	裕子
	労	働	焼津商工会議所	黒木	朋宏
委 員	労	働	(一社)焼津青年会議所	飯塚	宗一郎
	労	働	焼津公共職業安定所	飯妻	宏典
	労	働	静岡県退職女性教職員の会	藁科	順子
	福	祉	焼津市民生委員児童委員協議会(福祉関係者)	斎藤	不二代
	福	祉	焼津市保育園協会(福祉関係者)	飯田	裕行
	市民	公募		小林	綾
	市民	公募		山本	隆子

任期:令和5年5月26日~令和6年3月31日 順不同・敬称略

焼津市男女共同参画プラン策定委員会

分 野	所 属	氏 名
委員長	市民環境部長	伊東 義直
	人事課長	久保山 晋一
	シティセールス課長	鈴木 文彦
	地域防災課長	石川 雅章
	くらし安全課長	村松 敏充
	地域福祉課長	佐藤 三夫
	障害福祉課長	小野田 豊
	地域包括ケア推進課長	杉山 広晃
	健康づくり課長	八木 彩子
	子育て支援課長	村松 久美
委 員	こども未来部次長兼こども相談センター所長	岡村 昇
	商工観光課長	多々良 智彦
	スマイルライフ推進課長	岩田 千登勢
	学校教育課長	寺尾 正幸
	家庭支援課長	青島 庸行
	市民協働課長	櫻井 芳之
	係長職以上の女性職員のうちから、 3人以内で市長が指名する者	ーノ瀬 いずみ (子育て支援課)
		佐野 眞里 (出納室)
		成岡 正子 (市民協働課)

任期:令和5年5月26日~令和6年3月31日

焼津市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議

分 野	所 属	氏 名
	市民協働課(市民協働・男女共同参画担当)	緒方 千晴
	学校教育課	池ヶ谷 久子
地域・家庭・教育	地域防災課(防災対策担当)	木村 貴之
	子育てコンシェルジュ(子育て支援課)	大畑 涼子
	教育ボランティア「高草会」	増田 俊彦
	人事課	浅羽 祥子
	商工観光課	望月 拓海
労働・社会参加	スマイルライフ推進課	小泉 富広
	社会福祉法人東益津福祉会 特別養護老人ホーム 高麓(宣言事業所)	長田 伯志
	株式会社吉村(宣言事業所)	伊久美 真由香
	くらし安全課	小杉 奈穂
	地域福祉課	朝倉 雅子
人権・健康	障害福祉課	良知 和美
八作。降原	健康づくり課	奥川 由加子
	こども相談センター	松村 美代子
	NPO 法人静岡家庭教育サポート協会 (宣言事業所)	海野 順子

任期:令和5年5月26日~令和6年3月31日 順不同・敬称略

3 用語集

用語	意味
[*] A しおかぜ	焼津市男女共同参画情報紙。年に2回(7月、11月)発行され、新聞折り込みなどで配布される。 Aは「あっ!」という気持ちを表すほか、「Appeal」「Action」などの頭文字でもある。あなたの「A」を見つけてほしいという願いも込めている。
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間・目標・目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定する計画のこと。
エム M字カーブ	女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)が、 結婚・出産期に当たる年代に一時低下し、育児が落ち着いた時期 に再び増加する現象のこと。 ※労働力人口:働く意思と能力を持つ人の総数のこと。 就業者+求職中の完全失業者。
エルジーピーティキュー LGBTQ	41 ページ参照
キャリア教育	子ども、若者一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。
くるみん マーク な な な な な な な な な な な な な な な な な な な	次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業が使用できるマークのこと。取得回数に応じてマークの星の数が増えていく。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯の間で何人子どもを産むかということを表す 数値で、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
ジェンダー・ギャップ 指数	3ページ参照
女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・ 公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方 公共団体、民間企業等)に義務付けられた。
性的マイノリティ	41 ページ参照
セクシュアル・ リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ (性と生殖に関する 健康/権利)	35 ページ参照

用語	意味
性別による 固定的役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に決めること。例として「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的な業務」などがある。
男女共同参画社会づくり 宣言事業所登録制度	県内事業所・団体が、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを「宣言」として県に登録し、県は宣言事業所・団体を積極的にPRするとともに、宣言の実施を支援する制度のこと。
地域子育て 支援センター	子育て家庭の交流や情報交換の場を提供するとともに、育児相談を行ったり、子育てに関わる催し・講座などを開催したりして地域の子育て家庭を支援する施設のこと。
テレワーク	勤労形態の一種で、ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態をいう。
デートDV	交際相手から振るわれる暴力のこと。
特定事業主行動計画	平成 15 年に成立した「次世代育成支援対策推進法」において、 国の各府省や地方公共団体等は特定事業主として、自らの職員の 子どもたちの健やかな育成のために策定する計画のこと。
ドメスティック・ バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。暴力には身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、 済的暴力などがある。 ・身体的暴力 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力。 ・精神的暴力 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。 ・性的暴力 相手が望んでいないのに性的な行為を強要するなどの性的な暴力。 ・経済的暴力 生活費を渡さない、配偶者を働かせないなどの経済的手段を用いた暴力。
働き方改革	就業者の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる 社会を実現し、就業者一人ひとりがより良い将来の展望を持てる ようにすることを目指す改革のこと。
ハラスメント	38 ページ参照

用語	意味
病児・病後児保育	小学校3年生までの子育て家庭において、子育てと仕事の両立支援を図るため、けがや病気の回復期に至らない子どもや、けがや病気の回復期にある子どもを一時的に施設において預かること。
ファミリー・ サポート・センター	地域において、子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。援助の内容は、子どもの一時的な預かりや、保育園・放課後児童クラブへの送迎などがある。
不育症治療	流産、死産、早期新生児死亡を繰り返した場合、不育症と診断される。その後の検査で見つかったリスク因子について行う治療のこと。
ポジティブ・ アクション	29 ページ参照
ワーク・ライフ・ バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



4 関連法令

■ 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内に おいて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的

な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しな ければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力 を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以 外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要 な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審 議会となり、同一性をもって存続するものとする。

資料編

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委 員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任 期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により 任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この 法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の 規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第 二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護 その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に 関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員とし ての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男 女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけれ ばならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本 原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する 職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう 努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的 かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本 方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下 同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般 事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針 に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届 け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主 (以下「特例認定一般事業主」という。) については、第 八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二 条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき は、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中 小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基 づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を 図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時 期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に 定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で 定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事 業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか 一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍 に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなけ ればならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する 次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業 生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の 紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由 なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)

- の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施 策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と 理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定に よる事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるもの とする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規 定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定す る一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは 虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関 し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定す る一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに 従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規 定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局 長に委任することができる。

(政令への委任)

- 第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則
- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の 停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に 処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す る。
 - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す る。
 - 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わな かった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし た者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ か、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料 に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得 た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規

定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の 施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を 講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十 八条の規定 公布の日
 - 二略
 - 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、 被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの 場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳 を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第

五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機 関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計 画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基 本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施 設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機 関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う こと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保 護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他 の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そ の他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす 者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警 察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定 は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター 等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に 応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容 について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県 又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護 が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体 に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。 以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあって は配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者 が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に 対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)によ り、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに 第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にす る場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去 すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において 密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この 項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく 粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関し て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)そ の他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その 通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の 同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の 同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子 に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要が あると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して 配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認 めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しく は保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ れに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官 署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の 規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五 号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発し た旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書 に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職 員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効 力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から

第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さな ければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合 について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規 定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した 後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算 して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの 命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証 人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判 所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための 教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動 を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に 掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな ければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻 関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規 定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある 相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶 者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定 する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項 まで、第十一条第二項第 二号、第十二条第一項第 一号から第四号まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又は その婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は 第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する 第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項に ついて虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条 の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの 法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」とい

う。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの 規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規 定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申 立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。

- 第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 - 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則 第三条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

- 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過 措置を含む。)は、政令で定める。
- 附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄
- この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第4次焼津市男女共同参画プラン

令和6年3月 焼津市役所 市民環境部 市民協働課

〒425-8502 静岡県焼津市本町 2-16-32 TEL: 054-626-1178 FAX: 054-626-2183 E-mail: kyodo@city.yaizu.lg.jp

